

NEXTSHIFT HOCKEY SCHOOL 規約 (2025年度)

第1条(名称)

本スクールは「NEXTSHIFT HOCKEY SCHOOL」(ネクストシフトホッケースクール)と称し、以下「本スクール」と記載します。

第2条(入会資格)

以下のすべての条件を満たす者を、本スクールの入会対象とします。

1. 保護者が本スクールの理念に賛同し、規約を理解・遵守できること
2. 参加者本人の健康状態が本スクールの活動に支障をきたさないこと
3. 本スクールが入会を適当と判断したこと

第3条(会費)

スクール会員は、本スクールが定める会費またはレッスン費用を、指定された方法および期限内に支払う義務があります。

本スクールは年間を4つの期間(クール)に区切り、各クール単位での会費支払い制度を採用します。第一クール:7月～9月／第二クール:10月～12月／第三クール:1月～3月／第四クール:4月～6月

退会の申し出がない場合は、次クールも継続して参加するものとみなします。

なお、会費の金額については、本スクールの運営状況などを考慮し、必要に応じて変更される場合があります。

会費の支払い後は、欠席・遅刻・途中退会を理由とする返金はいりません。

第4条(参加資格の停止・除名)

会員または保護者が以下のいずれかに該当した場合、本スクールはその者の参加資格を一時的に停止、または除名する判断を下すことがあります。

1. 本規約に違反した場合
2. スクールの運営または他の会員の活動を妨げる行為があった場合
3. 他の会員に著しい迷惑をかけた場合
4. 設備や備品等を故意もしくは重大な過失により損壊した場合
5. その他、本スクールが会員として不適切と判断した場合

第5条(会場)

本スクールの活動拠点は、兵庫県内にあるスケートリンクやスポーツ施設等とします。なお、会場変更がある際は、事前に対象会員へ通知します。

第6条(移動中の事故等)

会場への移動中に発生した事故・怪我等に関しては、スクール会員およびその保護者の責任とし、本スクールは一切の責任を負いません。

第7条(個人情報の取扱い)

本スクールは、スクール運営に関連して取得した個人情報を厳重に管理し、第三者に提供または開示することはありません。

また、活動中に撮影された写真や映像は、本スクールの公式サイトやSNS(Facebook、Instagram、X、note、YouTube等)で掲載・公開される場合があります。会員はこれに同意し、肖像権・プライバシー権・パブリシティ権・著作者人格権等を主張せず、報酬等も請求しないものとします。

第8条(保険)

スクール会員は、各自でスポーツ傷害保険へ加入してください。活動中の事故・怪我については、応急処置や救急対応には可能な範囲で対応しますが、その後の責任は一切負いません。

第9条(休会・退会)

原則としてクール期間中の途中退会は認められません。次クール以降の継続を希望しない場合は、所定の期日までにその旨をご連絡ください。

ただし、全治1ヶ月以上の怪我や疾病等が生じた場合には、スクール代表との相談の上、返金等について個別に対応します。

第10条(振替対応)

本スクールの都合による休講が発生した場合は、原則として翌月以降に振替を行います。

会員側の都合で欠席された場合、別カテゴリーの練習に補習として参加いただけます。

(例: 小学3年生が欠席した場合、次週以降のU15/U18カテゴリーの練習に参加。)

ただし、以下の点にご注意ください:

- ・定員に達している場合はご参加いただけないことがあります。(両カテゴリー定員30名)
- ・参加いただく補習は、そのカテゴリー向けの練習内容となります。
- ・振替をご希望の場合は、事前にTeamHubアプリにて出欠確認とアプリのコメントでご連絡ください。

第11条(設備等の損害)

会員が故意または重大な過失により、施設の設備やスクールの備品を破損・紛失した場合は、実費にて修繕費や補填を請求いたします(保護者も責任を負うものとします)。

第12条(情報・資料の管理)

本スクールから提供される映像・資料等は、無断で外部に共有、インターネット掲載、複製、転送することを固く禁じます。

第13条(健康管理)

スクール会員の健康管理は、すべて保護者の責任において行ってください。本スクールは、健康に関する責任を一切負いません。

第14条（細則）

規約に明記されていない運営事項や詳細な手続きについては、本スクールが必要に応じて別途定めるものとします。

第15条（規約の改定）

本規約および関連する細則は、本スクールの判断により改定されることがあります。改定が行われた場合は、改定時点よりその効力を有し、すべての会員に対して適用されます。変更がある際には、速やかに保護者へ通知します。

2025年6月3日 制定

2025年6月3日 施行